

君津市犯罪被害者等支援条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、君津市犯罪被害者等支援条例（令和7年君津市条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(見舞金の種類及び額)

第2条 条例第10条に規定する見舞金は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 遺族見舞金 30万円

(2) 傷害見舞金 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額とする。

ア 全治1月以上3月未満の傷害 5万円

イ 全治3月以上の傷害 10万円

(警察等への照会等)

第3条 市長は、見舞金に係る犯罪行為の発生状況、次条から第6条までに定める見舞金の支給対象者としての要件等について、警察等の関係機関への調査等により確認できるときに見舞金を支給するものとする。

(遺族見舞金の支給対象者)

第4条 遺族見舞金の支給を受けることができる者（以下「支給対象遺族」という。）は、犯罪行為により死亡した者（以下「犯罪死亡者」という。）の死亡の時において、次の各号のいずれかに該当する者のうち、各号の順で最初に該当する号に規定する者（第2号及び第3号に該当する場合は、当該各号中に掲げる順で最初に該当する者）（以下「第1順位の遺族」という。）とする。

(1) 犯罪死亡者の配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にあった者及び君津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱（令和5年君津市告示第184号）の規定に基づくパートナーシップの宣誓を行った者（以下「パートナー」という。）を含む。以下同じ。）

(2) 犯罪死亡者の収入によって生計を維持していた当該犯罪死亡者の子（死亡の時の胎児が出生した場合を含む。次号において同じ。）、養父母、実父母、孫、祖父母及び兄

弟姉妹

(3) 前号に該当しない当該犯罪死亡者の子、養父母、実父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 第1順位の遺族が複数いる場合は、それらの者のうち、代表者1人に対して遺族見舞金を支給するものとする。

(傷害見舞金の支給対象者)

第5条 傷害見舞金の支給を受けることができる者は、犯罪行為により傷害を受けた者(以下「犯罪負傷者」という。)とする。

(見舞金の支給制限)

第6条 市長は、次の各号に掲げる場合は、見舞金を支給しないことができる。

(1) 犯罪死亡者、支給対象遺族又は犯罪負傷者(以下「犯罪被害者等」という。)が、当該犯罪行為につき、他の市町村から見舞金と同種の給付金の支給を受けているとき。

(2) 犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者等が犯罪行為をした者(以下「加害者」という。)の配偶者、直系血族(事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。)、3親等内の親族又は同居の親族であったとき。

(3) 犯罪被害者等に、次のいずれかに該当する行為があったとき。

ア 当該犯罪行為を教唆し、又は帮助する行為

イ 過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱等による当該犯罪行為を誘発する行為

ウ 当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為

エ 当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加える行為

(4) 犯罪被害者等が当該犯罪行為をあらかじめ容認していたとき。

(5) 犯罪被害者等が、君津市暴力団排除条例(平成24年君津市条例第3号)第2条第3号に規定する暴力団員等であるとき。

(6) 犯罪被害者等が、次のいずれかに該当する行為(イに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。)をした者(継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。)であるとき。

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知りて、君津市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

(7) 犯罪被害者等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者であるとき。

(見舞金の支給に関する特例)

第7条 傷害見舞金の支給を受けた犯罪負傷者が、犯罪行為後1年以内に死亡し、その死因が当該傷害見舞金の支給の要因となった犯罪行為によるときは、遺族見舞金を支給するものとし、その額は、第2条第1号に規定する遺族見舞金から支給を受けた傷害見舞金を差し引いた額とする。

(見舞金の支給の申請)

第8条 遺族見舞金の支給を受けようとする支給対象遺族（この項、第9条及び第13条において「申請者」という。）は、君津市犯罪被害者遺族見舞金支給申請書兼請求書（別記第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、申請者が未成年者であるとき又は市長がやむを得ない理由があると認めるときは、代理人が申請することができる。

(1) 犯罪死亡者の死亡の事実及び年月日を証する書類

(2) 申請者の本人確認書類の写し

(3) 犯罪死亡者の除籍全部事項証明書

(4) 申請者が第1順位の遺族であることがわかる次のいずれかの書類

ア 戸籍上の続柄を証する書類

イ 事実上婚姻関係と同様の事情にあったときは、そのことがわかる書類

ウ パートナーであったときは、そのことを証する書類

(5) 申請者が第4条第1項第2号に該当する者であるときは、犯罪死亡者の収入によって生計を維持していたことがわかる書類

(6) 第1順位の遺族が複数いるときは、遺族見舞金受給代表者指定届出書（別記第2号様式）

(7) その他市長が必要と認める書類

2 傷害見舞金の支給を受けようとする犯罪負傷者（この項、次条及び第13条において「申請者」という。）は、君津市犯罪被害者傷害見舞金支給申請書兼請求書（別記第3号

様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、申請者が未成年者であるとき又は市長がやむを得ない理由があると認めるときは、代理人が申請することができる。

- (1) 犯罪負傷者の傷害の状態及び加療を要する日数を証する書類
- (2) 申請者の本人確認書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 前2項の申請期限は、第1項の申請にあっては支給対象遺族が死亡の事実を知った日から、第2項の申請にあっては医師により傷害があると診断された日から、それぞれ2年又は当該犯罪行為による被害が発生した日から7年とする。ただし、犯罪行為が、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(平成25年法律第86号)第2条各号に規定する行為に該当するときは、その事実を把握した日から申請期限を起算するものとする。

(見舞金の支給の決定)

第9条 市長は、前条第1項及び第2項の規定による申請があったときは、速やかに見舞金の支給の可否を決定し、君津市犯罪被害者等見舞金支給決定(却下)通知書(別記第4号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により支給の決定をしたときは、速やかに申請者に見舞金を支給するものとする。

(転居費用の助成の額)

第10条 条例第11条に規定する転居費用の助成の額は、引越しに係る運送費用及び荷造り等のサービスに係る費用(引越業者に支払ったものに限る。)その他市長が転居のために必要と認める費用の合計額とし、5万円を限度とする。

(転居費用の助成の申請)

第11条 転居費用の助成の申請をしようとする者(この項、次条及び第13条において「申請者」という。)は、君津市犯罪被害者等転居費用助成申請書兼請求書(別記第5号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、申請者が未成年者であるとき又は市長がやむを得ない理由があると認めるときは、代理人が申請することができる。

- (1) 転居費用を支払ったことを証する書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請期限は、犯罪行為による被害が発生した日から 1 年とする。

(転居費用の助成の決定)

第 12 条 市長は、前条第 1 項の規定による申請があったときは、速やかに転居費用の助成の可否を決定し、君津市犯罪被害者等転居費用助成決定（却下）通知書（別記第 6 号様式）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成の決定をしたときは、速やかに申請者に転居費用の助成金を支給するものとする。

(見舞金等の返還)

第 13 条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により見舞金の支給又は転居費用の助成（以下「見舞金等の支給」という。）を受けたとき、又は見舞金等の支給を受けた後に第 6 条各号のいずれかに該当することが判明したときは、支給した見舞金及び転居費用の助成金を返還させるものとする。

(補則)

第 14 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別記第1号様式（第8条第1項）

君津市犯罪被害者遺族見舞金支給申請書兼請求書

年　月　日

君津市長　　様

住　所

申請者　氏　名　　印
電話番号

遺族見舞金の支給を受けたいので、君津市犯罪被害者等支援条例施行規則第8条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

なお、他の市町村から同種の給付金の支給は受けていません。

また、犯罪行為の発生状況、遺族見舞金の支給要件の確認等について、君津市が保有する公簿等を確認し、及び警察等の関係機関に調査等を実施することに同意します。

記

1 犯罪被害の状況　　裏面の「犯罪被害申告書」のとおり

2 被害者（死亡者）との続柄

□配偶者　□子　□養父母　□実父母　□孫　□祖父母　□兄弟姉妹　□その他（ ）

3 被害者の傷害見舞金受給の有無　　有（ 年　月　日）・無

4 申請・請求額　　円

5 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農協	本・支店
口座種別	普通	・ 当座
口座番号		
(フリガナ)		
口座名義人		

犯罪被害申告書

被 害 者 者 者	フ リ ガ ナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
住 所		
被 害 が 発 生 し た 日	年 月 日	
犯 罪 行 為 が 行 わ れ た 場 所		
申 請 者 が 被 害 を 知 っ た 日	年 月 日	
犯 罪 行 為 の 發 生 狀 況		
加 害 者 と 被 害 者 の 關 係		
事 件 搜 查 擔 當 警 察	警 察 署 名	
	受 理 日	年 月 日
	受 理 番 號	

添付書類

<input type="checkbox"/>	死亡の事実及び年月日を証する書類（死亡診断書、死体検案書等）
<input type="checkbox"/>	申請者（代理人の場合は代理人）の本人確認書類（個人番号カード、運転免許証等）の写し
<input type="checkbox"/>	犯罪被害者の除籍全部事項証明書
<input type="checkbox"/>	<p>「第1順位の遺族」であることがわかる次のいずれかの書類</p> <ul style="list-style-type: none">・戸籍上の続柄を証する書類（戸籍全部事項証明書等）・事実上婚姻関係と同様の事情にあったときは、そのことがわかる書類・パートナーの関係にあったときは、パートナーシップ証明書等
	<p>※第1順位の遺族＝君津市犯罪被害者等支援条例施行規則第4条第1項に規定する支給対象者の中が最も高位の者</p>
<input type="checkbox"/>	振込先金融機関の名称・店名・口座番号等がわかる書類（通帳、キャッシュカード等）の写し

※該当する場合に添付

- 申請者が死亡者の収入で生計を維持していたときは、そのことがわかる書類
- 遺族見舞金の受給対象者のうち第1順位の遺族が複数いるときは、遺族見舞金受給代表者指定届出書（第2号様式）
- 代理人が申請を行う場合は、代理人であることを証する書類（法定代理人の場合は住民票の写し等、任意代理人の場合は委任状）
- その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第8条第1項）

遺族見舞金受給代表者指定届出書

年　月　日

君津市長　　様

遺族見舞金の支給対象者である第1順位の遺族が複数いるため、下記のとおり遺族見舞金の受給代表者を指定したので届け出ます。

なお、この届出の後に新たに第1順位の遺族の存在が判明した場合は、受給代表者の責任において当該遺族との調整を行います。

記

区分		氏名	被害者との続柄	住所	電話番号
第1順位の遺族	受給代表者	(印)			
	受給代表者以外の者	(印)			
		(印)			
		(印)			
		(印)			

第3号様式（第8条第2項）

君津市犯罪被害者傷害見舞金支給申請書兼請求書

年　月　日

君津市長　　様

住　所
申請者　氏　名　　印
電話番号

傷害見舞金の支給を受けたいので、君津市犯罪被害者等支援条例施行規則第8条第2項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

なお、他の市町村から同種の給付金の支給は受けていません。

また、犯罪行為の発生状況、傷害見舞金の支給要件の確認等について、君津市が保有する公簿等を確認し、及び警察等の関係機関に調査等を実施することに同意します。

記

1 犯罪被害の状況　　裏面の「犯罪被害申告書」のとおり

2 申請・請求額　　円

3 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農協	本・支店
口座種別	普通	・ 当座
口座番号		
(フリガナ)		
口座名義人		

犯罪被害申告書

被 害 者	フ リ ガ ナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
犯 罪 行 為 時 の 住 所		
被 害 が 發 生 し た 日	年 月 日	
犯 罪 行 為 が 行 わ れ た 場 所		
犯 罪 行 為 の 發 生 狀 況		
加 害 者 と 被 害 者 の 關 係		
事 件 搜 查 擔 當 警 察	警 察 署 名	
	受 理 日	年 月 日
	受 理 番 号	

添付書類

<input type="checkbox"/>	被害者の傷害の状態及び加療を要する日数を証する書類（医師の診断書等）
<input type="checkbox"/>	申請者（代理人の場合は代理人）の本人確認書類（個人番号カード、運転免許証等）の写し
<input type="checkbox"/>	振込先金融機関の名称・店名・口座番号等がわかる書類（通帳、キャッシュカード等）の写し

※該当する場合に添付

<input type="checkbox"/>	代理人が申請を行う場合は、代理人であることを証する書類（法定代理人の場合は住民票の写し等、任意代理人の場合は委任状）
<input type="checkbox"/>	その他市長が必要と認める書類

第4号様式（第9条第1項）

君津市犯罪被害者等見舞金支給決定（却下）通知書

第 号
年 月 日

様

君津市長 印

年 月 日付けで申請のあった遺族見舞金・傷害見舞金については、下記のとおり支給決定（却下）したので、君津市犯罪被害者等支援条例施行規則第9条第1項の規定により通知します。

記

1 支給決定

- (1) 見舞金の種類 遺族見舞金・傷害見舞金
(2) 見舞金の額 円

2 却下

却下の理由

注

- この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対し審査請求することができます。
- この決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に君津市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、この決定の日から1年を経過すると、この決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

第5号様式（第11条第1項）

君津市犯罪被害者等転居費用助成申請書兼請求書

年　月　日

君津市長　　様

申請者　　住 所
　　　　　　氏 名 印
　　　　　　被害者との続柄
　　　　　　電 話 番 号

転居費用の助成を受けたいので、君津市犯罪被害者等支援条例施行規則第11条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

なお、犯罪行為の発生状況、見舞金の支給要件の確認等について、君津市が保有する公簿等を確認し、及び警察等の関係機関に調査等を実施することに同意します。

記

1 申請・請求額　　円（限度額5万円）

2 転居理由・転居先住所・引越費用等

被害が発生した日	
見舞金受給の有無	<input type="checkbox"/> 有（遺族見舞金・傷害見舞金） <input type="checkbox"/> 無
転居理由	<input type="checkbox"/> 自宅または自宅付近が犯罪行為の行われた場所であるため <input type="checkbox"/> その他（ ）
転居前住所	
転居先住所	
引越日	年　月　日
引越費用	<input type="checkbox"/> 運送 <input type="checkbox"/> 梱包 <input type="checkbox"/> 荷解き <input type="checkbox"/> 付帯サービス <input type="checkbox"/> 保険料 <input type="checkbox"/> その他（ ）
業者支払金額	円

3 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農協	本・支店
口座種別	普通・当座	
口座番号		
(フリガナ)		
口座名義人		

添付書類

<input type="checkbox"/>	転居費用を支払ったことを証する書類（領収書）
<input type="checkbox"/>	申請者（代理人の場合は代理人）の本人確認書類（個人番号カード、運転免許証等）の写し
<input type="checkbox"/>	振込先金融機関の名称・店名・口座番号等がわかる書類（通帳、キャッシュカード等）の写し

※該当する場合に添付

<input type="checkbox"/>	代理人が申請を行う場合は、代理人であることを証する書類（法定代理人の場合は住民票の写し等、任意代理人の場合は委任状）
<input type="checkbox"/>	見舞金を受給していない場合は、犯罪被害申告書、助成対象者であることがわかる書類等
<input type="checkbox"/>	その他市長が必要と認める書類

第6号様式（第12条第1項）

君津市犯罪被害者等転居費用助成決定（却下）通知書

第 号
年 月 日

様

君津市長

印

年 月 日付けで申請のあった転居費用の助成については、下記のとおり決定（却下）したので、君津市犯罪被害者等支援条例施行規則第12条第1項の規定により通知します。

記

1 助成決定

助成金の額 円

2 却下

却下の理由

注

1 この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対し審査請求をすることができます。

2 この決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に君津市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、この決定の日から1年を経過すると、この決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。